

# 子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

問合せ先 市民課医療年金グループ (☎84-5005)

小学校などの臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給します。



## 対象者

令和2年3月31日に亀山市に住民票があり、支給対象児童に係る令和2年4月分(児童の年齢到達または死亡により3月分の支給を受けた人も含む)の児童手当の支給を受けた人

※令和2年3月まで中学生だった児童(新高校1年生)を養育している人も含みます。

※所得制限限度額以上のため、特例給付として児童一人につき月額5,000円の支給を受けている受給者は支給対象外となります。

※児童手当が勤務先から支給されている公務員に対しても、臨時特別給付金は、市から支給します。



## 支給額

対象者が養育している児童1人につき10,000円

## 申請手続き

### ・公務員以外の人

申請は、原則として不要です。市から案内通知を送付します(5月末予定)。

※受給を希望しない場合のみ、届出が必要です。

### ・公務員の人

所属庁から案内があります。所属庁の証明を受け、市民課医療年金グループへ申請してください。(感染拡大防止の観点から、できる限り郵送での申請をお願いします)



## 支給時期・方法

令和2年6月中(予定)に、児童手当振込口座へ振り込みます。

※公務員の方は、申請書を医療年金グループへ提出後、随時支給します。

※制度概要について詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください。



子育て世帯への臨時特別給付金

検索



注意!



## 口座番号・暗証番号、通帳・キャッシュカード、マイナンバーを絶対に教えないでください!

市や総務省などの職員が「特別定額給付金」や「子育て世帯への臨時特別給付金」の給付のために、現金自動預払機(ATM)の操作や手数料の振り込みなどを求めることは、絶対にありません。

自宅や職場などに市や総務省の職員などをかたった電話がかかってきたりメールが届いたりしたら、最寄りの警察署や次の窓口へご連絡ください。

- ・消費者ホットライン ☎188
- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120-213-188
- ・警察相談専用電話 (#9110)

それ、給付金を装った詐欺かもしれません!

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください!

特別定額給付金に関して

※市区町村や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作を依頼することは、絶対にありません。

※市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

※中絶、経済手当てなどについて決定された「特別定額給付金」については、住居の確保へご支援や給付を行う段階ではありません。

※具体的な給付のタイミングは、後からご通知いたします。

※総務省で、市区町村や総務省などが、住民の住所の登録簿作成、銀行口座の番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問合せすることはありません。

※市区町村や総務省が、市区町村や総務省などからご依頼された特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の申請や給付に関するお問い合わせには、必ずしもこの電話番号(0120-213-188)にご連絡ください。

総務省 警察庁